

議第99号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年 5 月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定により、次のように専決処分したから、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

平成27年 3 月31日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第17条の 2 第 3 項中「字句は、」の右に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第29条第 1 項第 1 号の項中「額（法人税法）」を「額が」に改め、同表第29条第 1 項第 2 号から第 5 号までの項中「額」を「額が」に改める。

第21条の 2 第 2 項中「100 分の10」を「100 分の20」に改め、同項第 2 号中「課税山林所得金額（以下この項）」を「課税山林所得金額（次号）」に、「同条第 2 項」を「同項」に、「課税退職所得金額（以下この項）」を「課税退職所得金額（同号）」に改める。

第29条第 1 項第 1 号オ中「法人税法第 2 条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令第 6 条の23の 2 に定めるところにより算定した金額）」を「法第23条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額」に改め、同条に次の 3 項を加える。

3 法第52条第 2 項第 1 号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の

額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第3項に規定する政令で定める日。以下この項において同じ。）現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」と、同項第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

4 法第52条第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「第4項に規定する政令で定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

5 法第52条第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

第38条の3第1項中「除く」の右に「。第3項において同じ」を加え、同項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウの表中「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の7.2」を「100分の6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第39条の2に次の4項を加える。

14 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

15 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

16 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

17 社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第39条の14中「または第2項第1号」を「もしくは第2項第1号」に改める。

第53条第1項第3号中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第61条第4項中「車両総重量」の右に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。付則第10条の2の2および第10条の2の4において同じ。）」を加える。

付則第6条の次に次の見出しおよび1条を加える。

（個人の県民税の寄附金税額控除における申告の特例に係る申告特例控除額の控除）

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第21条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第21条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、第21条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第20条第2項に規定する課税総所得金額から第21条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

付則第7条を次のように改める。

第7条 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

付則第8条第1項から第4項までの規定中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第5項中「第10条第1項」を「第5条第2項第5号」に、「事業計画または協定」を

「事業契約」に、「同法第2条第1項」を「同条第1項」に改め、「規定する公共施設等」の右に「（同項第3号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）および同項第5号に掲げる施設を除く。）」を加え、「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第7項中「第10条第1項」を「第5条第2項第5号」に、「事業計画または協定」を「事業契約」に、「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第10項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第11項中「平成25年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成27年4月1日から平成29年3月31日まで」に改め、「割合」の右に「（当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1）」を加え、同条第12項および第13項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

付則第8条の2第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「次条第1項」の右に「もしくは第5項」を加える。

付則第9条第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同条第3項中「以下第39条の15まで」を「以下この条および第39条の15」に、「前条の」を「前条」に、「付則第9条第1項の」を「付則第9条第1項」に、「掲げる事項」を「掲げる」に、「認める事項」を「認める」に、「こと」とを「と」に、「中」「第39条の12第1項第1号または」を「中」「第39条の12第1項第1号もしくは」に改め、同条第4項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条に次の3項を加える。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この項および第7項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下第7項までにおいて同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項および次項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時に於いて施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 当該改修工事対象住宅を取得した者の氏名および住所
- (2) 当該改修工事対象住宅の所在地、家屋番号、構造および床面積

(3) 当該改修工事対象住宅の取得年月日

(4) 当該改修工事対象住宅に係る前項の改修工事の完了年月日

(5) 当該住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日

7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条および第39条の15において「改修工事対象住宅」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「前条」とあるのは「付則第9条第5項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号もしくは第2項第1号」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第39条の12第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

付則第9条の2第1項および第3項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付則第10条の2の2第2項中「第7条の規定による登録または同法第59条の規定による検査（同条第1項）を「第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項）に、「同条第4項から第7項まで」を「同条第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「第3項まで」を「第4項まで」に、「。以下この条および付則第10条の2の4第1項」を「。以下この条および付則第10条の2の4」に改め、同号ア中「または車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条ならびに付則第10条の2の4第1項および第7項において同じ。）が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定する」を「のうち、次のいずれかに該当するもので総務省令で定める」に改め、同号ア(7)中「この条および付則第10条の2の4第1項」を「この条および付則第10条の2の4」に改め、同号ア(ウ)中「付則第10条の2の4第1項」を「付則第10条の2の4」に、「第4項」を「以下この号および付則第10条の2の4」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に

改め、同号ウ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の2第2項第2号中「付則第10条の2の4第1項において同じ」を「付則第10条の2の4において同じ」に改め、同号ア(ア)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エ(エ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第3項中「付則第10条の2の4第4項から第7項まで」を「付則第10条の2の4第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号ア中「または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定する」を「のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める」に改め、同号ア(ア)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の右に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の2第3項第2号ア(ア)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の右に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の右に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号エ(エ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項を次の

ように改める。

- 4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれに

も該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の 9 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が 3.5 トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の2に次の1項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車または車両総重量が 2.5 トン以下のバスもしくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に 100 分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の4第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第4号ア中「または車両総重量が 2.5 トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第7項に規定する」を「のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 120 を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の4第1項第4号イ(ウ)中「100 分の 110」を「100 分の 115」に改め、同号

中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の4第1項第5号イ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の4第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「30万円」を「35万円」に改め、同項第1号中「（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の4第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「15万円」を「25万円」に改め、同項第1号中「（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の4第8項を同条第12項とし、同条第7項中「（施行規則附則第4条の6第7項に規定する）」を「のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下同項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（総務省令で定める）」に、「平成27年3月31日（第1号）」を「平成29年3月31日（第4号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が

22トンを超えるものおよび第3号に掲げる」を削り、「平成26年10月31日」を「平成28年10月31日」に、「350万円」を「525万円」に改め、同項第1号中「超える」を「超え12トン以下の」に、「であつて」を「（第11項において「バス等」という。）であつて」に、「平成25年1月27日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置に」を「車両安定性制御装置に」に、「（次号および第3号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに」を「で総務省令で定めるもの（以下この項および第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項および第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第2号中「8トンを超える」を「3.5トンを超え8トン以下の」に改め、「除く」の右に「。以下この項および第11項において同じ」を加え、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第3号中「13トンを超える」を「8トンを超え20トン以下の」に改め、「（施行規則附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車に限る。）」を削り、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

付則第10条の2の4第7項を同条第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

付則第10条の2の4第6項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「付則第10条の2の4第5項」を「付則第10条の2の4第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項各号中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

- (1) 付則第10条の2の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) ガソリン自動車（乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
 - ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 138 を乗じて得た数値以上であること。

(3) 付則第10条の2の2第4項第2号ウまたはエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第5項に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 132 を乗じて得た数値以上であること。

付則第10条の2の6第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項の表海上保安庁の項、警察の用に供する電気通信設備を設置し、および管理する者の項、消防庁および地方公共団体の項および陶磁器製造業を営む者の項を削り、同条に次の1項を加える。

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

付則第10条の3の次に次の1条を加える。

（狩猟税の課税免除）

第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

- 2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第139条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。
- 付則第11条を次のように改める。

（狩猟税の税率の特例）

第11条 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

付則第19条中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「、「100分の5.5」を「、「100分の

4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改める。

付則第22条第4項中「附則第55条の2第1項第1号」を「附則第55条第1項第1号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第10条の3の次に1条を加える改正規定（付則第10条の4第2項に係る部分に限る。）および付則第16項の規定は、同年5月29日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）第21条の2第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第6条の2および第7条の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

4 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税および施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税および施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例第30条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第53条第1項の規定に係るものに限る。）の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものならびに新条例第30条（新法第53条第2項の規定に係るものに限る。）の規定によって申告納付する法人および新法第53条第3項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税および施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての新条例第29条第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額が」とする。

(事業税に関する経過措置)

6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業

年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）で除して計算した金額。以下付則第10項までにおいて「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得について新法第72条の25の規定によって納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定によって納付すべき事業税額または新法第72条の29の規定によって納付すべき事業税額（以下付則第10項までにおいて「事業税額」という。）から控除する。

- (1) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（他の1以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。付則第9項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成27年3月31日現在におけるこの条例による改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）第38条の3第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- (2) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額（他の1以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた額とする。付則第9項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成27年3月31日現在における旧条例第38条の3第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- (3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新条例第38条の3第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成27年3月31日現在における当該区分に応ずる旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得

た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

- 8 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。
- 9 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。
 - (1) 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成27年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
 - (2) 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成27年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
 - (3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成27年3月31日現在における旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第3項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）
- 10 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

る事業税額から控除する。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 11 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 12 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 13 新条例付則第10条の2の6第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 14 新条例付則第10条の2の6第4項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

（狩猟税に関する経過措置）

- 15 新条例付則第10条の4第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

- 16 新条例付則第10条の4第2項の規定は、平成27年5月29日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

- 17 新条例付則第11条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

- 18 施行日から平成27年5月28日までの間における新条例付則第10条の4および第11条の規定の適用については、新条例付則第10条の4中「次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」とあるのは「次条において「鳥獣被害防止特措法」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例付則第11条第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥

獣保護法第9条第8項に規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（」と、「者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。））」とあるのは「者」とする。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

19 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「ならびに付則第11条第1号」を削る。